

所 属	健康福祉部 子ども家庭課		
担当(係)名	児童養護担当	内線	2636

民間団体が運営する「児童家庭支援センター」の機能強化

< 長期構想推進重点政策枠事業 >

1 事業費	【財源内訳】	【主な用途】
28,248	国庫 14,124	負担金、補助及び交付金 28,248
(前年度 22,596)	一般財源 14,124	

2 背景・現状

児童家庭支援センターは、地域に密着して、24時間対応の子育て相談機関として活動しており、多くの地域住民から信頼を寄せられている民間相談機関である。

この児童家庭支援センターが、児童福祉法の改正(平成21年4月施行)により、児童相談所(県子ども相談センター)と同様の専門的な相談に対応するとともに、市町村に対しても必要な援助を行う専門機関として位置付けられることとなり、従来以上に重要な機関となる。

県内の児童虐待相談は年々増加してきており、重篤な事案も発生している。これまでは、児童虐待相談には行政機関が対応してきたが、さらに体制の充実が必要である。

3 事業目的

相談業務において、迅速な対応、専門性の確保など児童家庭支援センターの機能を向上させ、官民合わせた県全体の児童虐待対応体制を強化する。

センター職員の専門性や資質向上による相談対応機能の向上により、専門的知識を持つ地域の民間相談機関としての虐待相談の受付と対応を充実する。

県子ども相談センターや市町村との連携を図り、要保護児童の保護を行うなど地域における虐待対応体制を強化する。

4 事業概要

児童家庭支援センターの運営費を補助する。

28,248千円(内訳 9,416千円×3施設)

名称	所在地	センターが附置している施設
子ども家庭支援センターぎふ「はこぶね」	岐阜市	児童養護施設 日本児童育成園
子ども家庭支援センター麦の穂	中津川市	児童養護施設 麦の穂学園
大野子ども家庭支援センター「こころ」	大野町	児童養護施設 樹心寮

(款)3 民生費 (項)4 児童福祉費 (目)(3)家庭児童福祉費
(明細書事業名) 児童福祉対策費
児童家庭支援センター運営費補助金